

相楽郡広域事務組合情報公開条例施行規則

(平成18年3月制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、相楽郡広域事務組合情報公開条例(平成18年相楽郡広域事務組合条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(請求の方法)

第2条 条例第8条に規定する請求書は、情報公開請求書(様式第1号)とする。

(法定通知)

第3条 条例第9条第2項の規定による通知は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 請求された情報の全部を公開するとき 情報公開決定通知書(様式第2号)
- (2) 請求された情報の一部を公開するとき 部分公開決定通知書(様式第3号)
- (3) 請求された情報を非公開とするとき 非公開決定通知書(様式第4号)

(決定の延長通知)

第4条 条例第9条第4項の規定による期間延長の通知は、決定期間延長通知書(様式第5号)により行うものとする。

(費用負担の額)

第5条 条例第11条の写しの作成及び送付に要する費用は、次の各号の費用の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 白黒複写機による写しの作成費用 1枚当たり10円
- (2) その他の方法による写しの作成費用 当該写しの作成に要する費用

(運用状況の公表)

第6条 条例第15条の規定による運用状況の公表は、相楽郡広域事務組合の広報誌に掲載することにより行うものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は実施機関が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

情報公開請求書

(実施機関)様

請求者 住所 _____
 氏名 _____
 (法人等にあつては、事務所等の
 名称、所在地及び代表者の氏名)
 電話番号 _____

相楽郡広域事務組合情報公開条例第8条の規定により、次のとおり情報の公開を請求します。

請求する情報の 件名又は内容	
請求の目的	
公開の方法	1 閲覧 2 写しの交付

- 注 1 各欄に必要事項を記入し、該当する番号等に を付けてください。
 2 請求する情報の内容は、できるだけ具体的に記入してください。

処理欄 (記入不要)	該当情報の 件 名	()年度
	事 務 局 担 当 者	受 付 印
	備 考	

情報公開決定通知書

様

（実施機関） 印

年 月 日付けで請求のありました情報の公開については、次のとおり公開することに決定したので、相楽郡広域事務組合情報公開条例第9条第2項の規定により通知します。

情報の件名	
公開の方法	1 閲覧 2 写しの交付
公開の日時	年 月 日() 時 分
公開の場所	
事務局電話番号	() -
備 考	

- 注 1 情報の公開を受ける際には、この通知を提示してください。
 2 指定された日時の変更を希望される時は、あらかじめその旨を事務局に連絡してください。

部分公開決定通知書

様

（実施機関） 印

年 月 日付けで請求のありました情報の公開については、次のとおり部分公開することに決定したので、相楽郡広域事務組合情報公開条例第9条第2項及び第3項の規定により通知します。

情報の件名	
公開の方法	1 閲覧 2 写しの交付
公開の日時	年 月 日() 時 分
公開の場所	
公開しない部分の概要	
公開しない理由	相楽郡広域事務組合情報公開条例第6条 号に該当 (理由)
事務局電話番号	() -

- 注 1 情報の公開を受ける際には、この通知を提示してください。
2 指定された日時の変更を希望される時は、あらかじめその旨を事務局に連絡してください。
- 教示 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、（実施機関）に対して異議申立てをすることができます。
2 この決定についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、相楽郡広域事務組合（訴訟において相楽郡広域事務組合を代表する者は（実施機関の長）となります。）を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、前項の異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

非 公 開 決 定 通 知 書

様

(実 施 機 関) 印

年 月 日付けで請求のありました情報の公開については、次のとおり公開しないことに決定したので、相楽郡広域事務組合情報公開条例第9条第2項及び第3項の規定により通知します。

情報の件名	
公開しない理由	相楽郡広域事務組合情報公開条例第6条第 号に該当 (理由)
事務局電話番号	() -
備 考	

- 教示 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関)に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、相楽郡広域事務組合(訴訟において相楽郡広域事務組合を代表する者は(実施機関の長)となります。)を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、前項の異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

決 定 期 間 延 長 通 知 書

様

(実 施 機 関) 印

年 月 日付けで請求のありました情報の公開については、相楽郡広域事務組合情報公開条例第9条第4項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

情報の件名	
相楽郡広域事務組合情報公開条例第9条第1項に規定する決定期間	年 月 日()から 年 月 日()まで(日間)
延長後の決定期間	年 月 日()から 年 月 日()まで(日間)
延長する理由	
事務局電話番号	() -
備 考	